

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和6年
3月26日
(火曜日)

目次

- 規則
公立大学法人山口県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則(学事文書課)……………一
- 山口県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則(環境政策課)……………一
- 病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則(医務保険課)……………三
- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)……………三
- 漁業災害補償法第八十二条第二項の規定による同意(農林水産政策課)……………五
- 漁業災害補償法第二百五条の三第一項第二号の規定による一定の区域の設定に関する告示の一部改正(農林水産政策課)……………六
- 下関都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課)……………六
- 下関北都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課)……………七
- 柳井都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課)……………八
- 公告
県営長穂地区農業競争力強化基盤整備事業(第二換地区)の換地処分(農村整備課)……………八
- 国営緊急農地再編整備事業(南周防地区伊保庄第三換地区)換地計画書の縦覧(農村整備課)……………八
- 県営岩永本郷東地区農業競争力強化基盤整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課)……………八
- 防府都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………九
- 公安委規程
山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程……………九
- 公安委告示
交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示の一部改正……………一〇



公立大学法人山口県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第十四号

公立大学法人山口県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

公立大学法人山口県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成十八年山口県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

第八条を削り、第九条を第八条とし、第十条から第二十一条までを一条ずつ繰り上げ、第二十二条を第二十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

(中期目標の期間における業務の実績等に関する報告書の記載事項)

第二十二條 法第七十八條の二第二項の報告書には、中期計画に定めた項目ごとに自ら評価を行った結果を記載しなければならない。

第二十三條を削り、第二十四條を第二十三條とし、第二十五條から第二十七條までを一条ずつ繰り上げる。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

山口県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第十五号

山口県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

山口県公害防止条例施行規則(昭和四十八年山口県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第八号中「ポリクロリネイテッドビフェニル(別名PCB)」を「ポリ塩化ビ

フエニル」に改め、同条第十五号中「シスー・ニージクロロエチレン」を「一・二
ジクロロエチレン」に改め、同条に次の五号を加える。

- 二十四 ほう素及びその化合物
- 二十五 ふつ素及びその化合物
- 二十六 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
- 二十七 塩化ビニルモノマー
- 二十八 一・四ージオキサン

第四条中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とする。

別表第八の一の二の(1)の表の一の項中「〇・一ミリグラム」を「〇・〇三ミリグラ
ム」に改め、同表の五の項中「〇・五ミリグラム」を「〇・二ミリグラム」に改め、同
表の九の項中「PCB」を「ポリ塩化ビフェニル」に改め、同表の一〇の項中「〇・三
ミリグラム」を「〇・一ミリグラム」に改め、同表の二四の項の次に次のように加え
る。

二五	ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 一リットルにつきほう素〇・一ミリグラム
二六	ふつ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 一リットルにつきふつ素八ミリグラム
二七	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合 計量一〇〇ミリグラム
二八	一・四ージオキサン	一リットルにつき〇・五ミリグラム

別表第八の一の二の(2)の表の九の項中「五」を「二」に改め、同表中一三の項を削
り、一四の項を一三の項とし、一五の項を一四の項とする。

別表第八の一の三の表の五の項中「〇・〇四ミリグラム」を「〇・〇一ミリグラム」
に改め、同表の九の項中「PCB」を「ポリ塩化ビフェニル」に改め、同表の一六の項
中「シスー・ニージクロロエチレン」を「一・ニージクロロエチレン」に、「一リッ
トルにつき〇・〇〇四ミリグラム」を「シス体にあつては一リットルにつき〇・〇〇四
ミリグラム、トランス体にあつては一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム」に改め、
同表の二四の項の次に次のように加える。

二五	ほう素及びその化合物	一リットルにつきほう素〇・二ミリグラム
二六	ふつ素及びその化合物	一リットルにつきふつ素〇・二ミリグラム

二七	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア又はアンモニウム化合物にあつては 一リットルにつきアンモニウム性窒素〇・七ミリ グラム、亜硝酸化合物にあつては一リットルに つき亜硝酸性窒素〇・二ミリグラム、硝酸化 物にあつては一リットルにつき硝酸性窒素〇・ 二ミリグラム
----	-------------------------------	---

二八	塩化ビニルモノマー	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム
二九	一・四ージオキサン	一リットルにつき〇・〇〇五ミリグラム

別表第十一の一の表の一の項中「〇・一ミリグラム」を「〇・〇三ミリグラム」に改
め、同表の五の項中「〇・五ミリグラム」を「〇・二ミリグラム」に改め、同表の九の
項中「PCB」を「ポリ塩化ビフェニル」に改め、同表の一〇の項中「〇・三ミリグラ
ム」を「〇・一ミリグラム」に改め、同表の二四の項の次に次のように加える。

二五	ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 一リットルにつきほう素〇・一ミリグラム
二六	ふつ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 一リットルにつきふつ素八ミリグラム
二七	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合 計量一〇〇ミリグラム
二八	一・四ージオキサン	一リットルにつき〇・五ミリグラム

別表第十一の二の表の九の項中「五」を「二」に改め、同表中一三の項を削り、一四
の項を一三の項とし、一五の項を一四の項とする。

別表第十一の一の三の表の五の項中「〇・〇四ミリグラム」を「〇・〇一ミリグラム」に
改め、同表の九の項中「PCB」を「ポリ塩化ビフェニル」に改め、同表の一六の項中
「シスー・ニージクロロエチレン」を「一・ニージクロロエチレン」に、「一リッ
トルにつき〇・〇〇四ミリグラム」を「シス体にあつては一リットルにつき〇・〇〇四ミ
リグラム、トランス体にあつては一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム」に改め、同
表の二四の項の次に次のように加える。

二五	ほう素及びその化合物	一リットルにつきほう素〇・二ミリグラム
二六	ふつ素及びその化合物	一リットルにつきふつ素〇・二ミリグラム
二七	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア又はアンモニウム化合物にあつては 一リットルにつきアンモニウム性窒素〇・七ミリ グラム、亜硝酸化合物にあつては一リットルに

二七	ウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	つき亜硝酸性窒素〇・二ミリグラム、硝酸化合物にあつては一リットルにつき硝酸性窒素〇・二ミリグラム
二八	塩化ビニルモノマー	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム
二九	一・四ージオキサン	一リットルにつき〇・〇〇五ミリグラム

別表第十四の二中「排出水の汚染状態を常時監視する」を「排出水に係る排水基準に定められた事項のうち、別記第一号様式により申請したもの又は別記第十一号様式（その三）により届け出たものについては一年に一回以上、その他のものについては必要に応じて行う」に改める。

別記第二号様式（その二）中「(KW/月)」を「(KW/日)」に改める。
別記第十七号様式（その一）中「(NH₃/h)」を「(H₂/h)」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。
（経過措置）

2 この規則の施行の際現に指定工場又は汚水等に係る特定施設を設置している者（設置の工事をしていない者を含む。以下同じ。）の当該指定工場又は特定施設に係る規制基準については、この規則の施行の日から令和六年九月三十日までの間（別表第四の一の項、四の項及び五の項に掲げる施設を設置している者にあつては、令和七年三月三十一日までの間）は、改正後の山口県公害防止条例施行規則別表第八及び別表第十一の規定にかかわらず、なお従前の例による。

病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第十六号

病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第五号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。
附則第二項を削り、附則第三項の前の見出し並びに同項及び附則第四項を削る。
附則第五項を附則第二項とし、同項の前の見出しとして「（経過措置）」を付す。
附則第六項を附則第三項とし、附則第七項及び附則第八項を削る。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。



山口県告示第九十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和六年三月二十六日から同年四月十六日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民部環境課において公衆の縦覧に供する。

令和六年三月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 日本化学株式会社
住 所 東京都千代田区丸の内二丁目一番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 日本化学株式会社厚狭工場川東工場
所在地 山陽小野田市大字郡二九一七番地の一
- 三 特定施設に関する事項
（一）種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法	
	能 力	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 隔りの使用 時間
三三イ (二基)	六、二〇〇 (kg/回)	令和六、 四、一七	令和六、 一、三〇	令和七、 一、一〇	断 続 二〇時間 変動なし

山口県告示第九十六号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。

令和六年三月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

大井湊区域	区
大型定置網漁業、主としてはえ縄を使用してふぐ又はあまたいをとることを目的とする漁業及び籠を使用し、てばいがいをとることを目的とする漁業	区分

No. 2 排水口	排水口	排水口の		水の		汚染		状態		値		排水の一日当たりの量 (m ³)	
		通	最	通	最	通	最	通	最	通	最	通	最
七	八・五	六	二〇	六〇	一〇	三〇	二	一〇	一五	二・二	三	三七四	四八二・五

四 排水水の汚染状態の値及び排水の量

備考	排水口	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)	排水の一日当たりの量 (m ³)
〃	三三二一ノ	一一	五	五	一〇	〇・五	〇・一	〇・二
〃	三三二一リ	一一	八〇	一〇〇	二〇〇	〃	〃	一〇
〃	三三二一二	〃	三〇〇,〇〇〇	〃	〃	〃	〃	〇・九
〃	〃	〃	五〇,〇〇〇	〃	〃	〃	〃	〇・六
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	三三二一二 (二基)	〃	三〇〇,〇〇〇	〃	〃	〃	〃	六
〃	三三二一二 (四基)	〃	四〇〇,〇〇〇	〃	〃	〃	〃	一・二
〃	三三二一口 (二基)	〃	〃	〃	〃	〃	〃	四五

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

中豊町三丁目、川中豊町四丁目、川中豊町五丁目、川中豊町六丁目、川中豊町七丁目、熊野町一丁目、熊野町二丁目、熊野町三丁目、熊野町西町、稗田町、稗田中町、稗田北町、稗田南町、稗田西町、長府古城町、長府四王司町、長府新四王司町、長府豊浦町、長府中尾町、長府中土居本町、長府中土居北町、長府中六波町、長府日の出町、長府豊城町、長府前八幡町、長府八幡町、長府印内町、長府港町、長府江下町、長府松小田本町、長府松小田中町、長府松小田東町、長府松小田西町、長府松小田北町、長府松小田南町、長府三島町、長府才川一丁目、長府才川二丁目、清末五毛一丁目、清末中町一丁目、清末中町二丁目、清末西町一丁目、清末西町二丁目、清末西町三丁目、清末本町、清末鞍馬一丁目、清末鞍馬二丁目、清末鞍馬三丁目、清末鞍馬四丁目、清末鞍馬五丁目、清末陣屋、清末大門、清末千房一丁目、清末千房二丁目、清末千房三丁目、王司神田一丁目、王司神田二丁目、王司神田三丁目、王司神田五丁目、王司神田六丁目、王司川端一丁目、王司川端二丁目、王司上町一丁目、王司上町二丁目、王司上町三丁目、王司上町四丁目、王司上町五丁目、王司本町一丁目、王司本町二丁目、王司本町三丁目、王司本町四丁目、王司本町五丁目、王司本町六丁目、王司南町、亀浜町、ゆめタウン、乃木浜一丁目、乃木浜二丁目、乃木浜三丁目、伊倉町一丁目、伊倉町二丁目、伊倉町三丁目、伊倉東町、伊倉本町、秋根新町、秋根西町一丁目、秋根西町二丁目、秋根本町一丁目、秋根本町二丁目、秋根北町、秋根南町一丁目、秋根南町二丁目、一の宮町一丁目、一の宮町二丁目、一の宮町三丁目、一の宮町四丁目、一の宮町五丁目、一の宮学園町、綾羅木新町一丁目、綾羅木新町二丁目、綾羅木新町三丁目、綾羅木新町四丁目、梶栗町一丁目、梶栗町二丁目、梶栗町三丁目、梶栗町四丁目、梶栗町五丁目、長府逢坂町、長府安養寺一丁目、長府安養寺二丁目、長府安養寺三丁目、長府安養寺四丁目、長府金屋町、長府亀の甲一丁目、長府亀の甲二丁目、長府川端一丁目、長府川端二丁目、長府紺屋町、長府惣社町、長府珠の浦町、長府羽衣町、長府羽衣南町、長府古江小路町、長府宮の内町、長府黒門南町、長府外浦町、長府黒門東町、長府新松原町、長府松原町、長府宮崎町、長府侍町一丁目、長府侍町二丁目、長府東侍町、長府南之町、長府中浜町、長府土居の内町、長府中之町、長府金屋浜町、小月茶屋一丁目、小月茶屋二丁目、小月茶屋三丁目、小月駅前一丁目、小月本町一丁目、小月本町二丁目、小月公園町、小月小島一丁目、小月小島二丁目、小月幸町、小月杉迫一丁目、小月杉迫二丁目、小月杉迫三丁目、小月高雄町、小月西の台、小月京泊、小月市原町、小月宮の町、椋野町一丁目、椋野町二丁目、椋野町三丁目、富任町一丁目、富任町二丁目、富任町三丁目、富任町四丁目、富任町五丁目、富任町六丁目、富任町七丁目、富任町八丁目、安岡駅前一丁目、安岡駅前二丁目、安岡本町一丁目、安岡本町二丁目、安岡本町三丁目、安岡町一丁目、安岡町二丁目、安岡町三丁目、安岡町四丁目、安岡町五丁目、安岡町六丁目、安岡町七丁目、

安岡町八丁目、横野町一丁目、横野町二丁目、横野町三丁目、横野町四丁目、石神町、唐戸町、阿弥陀寺町、あるかぼーと、卸新町、みもすそ川町、壇之浦町、藤ヶ谷町、椋野上町、一の宮住吉一丁目、一の宮住吉二丁目、一の宮住吉三丁目、一の宮本町一丁目、一の宮本町二丁目、秋根東町、形山みどり町、秋根上町一丁目、秋根上町二丁目、秋根上町三丁目、勝谷新町一丁目、勝谷新町二丁目、勝谷新町三丁目、勝谷新町四丁目、前勝谷町、長府野久留米町、長府浜浦町、長府浜浦南町、長府向田町、長府高場町、前田一丁目、前田二丁目、長府満珠町、長府満珠新町、藤附町、中之町、彦島弟子待東町、千鳥ヶ丘町、長府浜浦西町、彦島老の山公園、形山町、一の宮卸本町、一の宮東町二丁目、一の宮東町三丁目、東勝谷、楠乃二丁目、楠乃三丁目、楠乃四丁目、楠乃五丁目、長府黒門町、小月南町、王喜本町一丁目、王喜本町二丁目、王喜本町三丁目、王喜本町四丁目、王喜本町五丁目、王喜本町六丁目、王喜本町七丁目、木屋川南町三丁目、木屋川南町四丁目、松屋上町一丁目、松屋上町二丁目、松屋上町三丁目、松屋本町一丁目、松屋本町二丁目、松屋本町三丁目、田倉御殿町一丁目、田倉御殿町二丁目、伊倉新町一丁目、伊倉新町二丁目、伊倉新町三丁目、伊倉新町四丁目、伊倉新町五丁目、新椋野一丁目、新椋野二丁目、新椋野三丁目、吉見古宿町、吉見里町一丁目、吉見里町二丁目、吉見本町一丁目、吉見本町二丁目、吉見新町一丁目、吉見新町二丁目、永田本町一丁目、永田本町二丁目、永田本町三丁目、永田本町四丁目、木屋川一丁目、木屋川二丁目、木屋川本町一丁目、木屋川本町二丁目、大字垢田、大字有富、大字石原、大字楠乃、大字豊浦村、大字前田、大字伊倉、大字宇部、大字綾羅木、大字田倉、大字秋根、大字勝谷、大字藤ヶ谷、大字松小田、大字才川、大字小月町、大字清末、大字吉見下、大字福江、吉見竜王町、大字永田郷、大字吉田地方及び大字吉田

山口県告示第九十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、下関北都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和六年三月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 施行者の名称

下関市

二 都市計画事業の種類及び名称

下関北都市計画下水道事業下関市公共下水道

- 三 事業施行期間
平成六年二月十四日から令和十一年三月三十一日まで
- 四 事業地
下関市豊浦町大字川棚、豊浦町大字小串及び豊浦町大字吉永

山口県告示第百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、柳井都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和六年三月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 施行者の名称
柳井市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
柳井都市計画下水道事業柳井市公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和六十一年十二月九日から令和十二年三月三十一日まで
- 四 事業地
柳井市片野西、山根、姫田、東土手、新天地、天神、土手町、新市北、新市、新市南、新市沖、北浜、南浜一丁目、南浜二丁目、南浜三丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、駅南、南町一丁目、南町二丁目、南町三丁目、南町四丁目、南町五丁目、南町六丁目、南町七丁目、ニュータウン南町、柳井、柳井津、古開作及び新庄



(五二) 県営長穂地区農業競争力強化基盤整備事業（第二換地区）の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営長穂地区農業競争力強化基盤整備事業の施行に係る第二換地区の換地処分を次のとおり行いました。

令和六年三月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 換地処分の年月日
令和六年三月六日
- 二 換地処分の内容
県営長穂地区農業競争力強化基盤整備事業（第二換地区）換地計画書に記載された換地計画のとおり

(五二) 国営緊急農地再編整備事業（南周防地区伊保庄第三換地区）換地計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、国営緊急農地再編整備事業の施行に係る南周防地区伊保庄第三換地区の換地計画を定め、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和六年三月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 縦覧に供する書類
国営緊急農地再編整備事業（南周防地区伊保庄第三換地区）換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和六年三月二十七日から同年四月十五日まで
- 三 縦覧の場所
山口県農林水産部農村整備課

(五三) 県営岩永本郷東地区農業競争力強化基盤整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第一項の規定により、県営岩永本郷東地区農業競争力強化基盤整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和六年三月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 縦覧に供する書類
県営岩永本郷東地区農業競争力強化基盤整備事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和六年三月二十七日から同年四月十五日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(五四) 防府都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧

防府市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による防府都市計画道路の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和六年三月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

防府都市計画道路三・三・一環状一号線

防府都市計画道路三・五・三十二大林寺仁井町線

防府都市計画道路三・四・三十九柳原四辻線

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課



山口県公安委員会規程第一号

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十六日

山口県公安委員会

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程（平成元年山口県公安委員会規程第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「同表の三十一の表」を「同表の三十の表」に改める。
別表第一中一の表を削る。

別表第一の二の表第十三条第一項第一号の項の前に次のように加え、同表を別表第一の一の表とする。

第5条第1項	審査基準の設定
第5条第3項	審査基準の公表
第6条	標準処理期間の設定及び公表
第12条第1項	処分基準の設定及び公表

別表第一の三の表を別表第一の二の表とする。

別表第一の四の表第十二条第一項第一号の項の前に次のように加え、同表を別表第一の三の表とする。

第4条第1項	審査基準の設定
第4条第3項	審査基準の公表
第5条	標準処理期間の設定及び公表
第11条第1項	処分基準の設定及び公表

別表第一中五の表を四の表とし、六の表から十五の表までを一表ずつ繰り上げる。

別表第一中十六の表を削り、十七の表を十五の表とし、十八の表から二十九の表までを二表ずつ繰り上げる。

別表第一の三十の表第五条第二項の項中「及び認定証の交付」を削り、同表第五条第五項の項を削り、同表第七条第二項の項中「認定証」を「認定」に改め、同表第十一条第三項の項を削り、同表を別表第一の二十八の表とする。

別表第一中三十一の表を二十九の表とし、三十二の表から七十八の表までを二表ずつ繰り上げる。

別表第一の七十九の表第五条第二項の項中「及び認定証の交付」を削り、同表第五条第五項の項及び第八条第三項の項を削り、同表を別表第一の七十七の表とする。

別表第一中八十の表を七十八の表とし、八十一の表から九十六の表までを二表ずつ繰り上げる。

別表第二の六の表第十一条第一項（準用）第十一条第四項、第十六条第三項及び第十七条第二項の項中「（漢字）」を「（漢字）」に改め、同表第十二条第一項・第二項の項及び第十二条第三項の項を次のように改める。

第12条	死亡等の届出書の受理
------	------------

別表第二の七の表第七条第一項の項及び第二十条第一項の項を削る。

別表第二の十の表第四条第三項の項を削る。
別表第二中十一の表を削り、十二の表を十一の表とし、十三の表から三十二の表までを一表ずつ繰り上げる。

別表第二の三十三の表第九条第一項・第二項の項中「深瀬郷の御庄」を「深瀬郷の御庄」に改め、同表を別表第二の三十二の表とする。

別表第二中三十四の表を削り、三十五の表を三十三の表とし、三十六の表から四十の表までを二表ずつ繰り上げる。

附 則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

山口県公安委員会告示第六号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示（昭和四十一年山口県公安委員会告示第六十三号）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十六日

山口県公安委員会

表山口県岩国警察署の部深須警察官駐在所の項を削り、同部宇佐郷警察官駐在所の項所管区の欄中「のうち」の下に「錦町深川、錦町須川、」を加え、同表山口県柳井警察署の部和田警察官連絡所の項を削り、同表山口県山口警察署の部串警察官連絡所の項を削り、同表山口県宇部警察署の部新川交番の項所管区の欄中「南浜町二丁目」の下に「、居能町一丁目、居能町二丁目、居能町三丁目、文京町、鍋倉町」を、「下条二丁目」の下に「、上条一丁目、上条二丁目、上条三丁目、上条四丁目、上条五丁目、北条一丁目、北条二丁目、東藤曲一丁目、東藤曲二丁目、文京台一丁目、文京台二丁目、文京台三丁目、東平原一丁目、東平原二丁目、南中山町、浜田一丁目、浜田二丁目、浜田三丁目、松崎町、西平原一丁目、西平原二丁目、西平原三丁目、西平原四丁目、岩鼻町」を、「大字小串」の下に「、大字藤曲、大字中山」を加え、同部居能警察官駐在所の項を削り、同部小野警察官駐在所の項所管区の欄中「大字榎小野」を「大字榎小野」に改め、同表山口県長府警察署の部豊田中警察官連絡所の項を削る。